

現時点における旧一般電気事業者の 内外無差別な卸売の評価方針(案)について

第83回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和5年3月27日(月)



本日の御議論いただきたい内容

- 第79回制度設計専門会合(2022年11月25日開催)において、「23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第(2023年3月末目途)速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合(2023年半ば目途)において御審議いただく」ことと整理された。
- また、資源エネルギー庁の第59回電力・ガス基本政策小委員会(2023年3月1日開催)において、「監視委の内外無差別のフォローアップにおいて、内外無差別が確認されれば、常時BUの廃止の判断が可能」、「6月頃に内外無差別の評価及び常時BUの廃止判断」を行うこととされた。
- 以上を踏まえ、本日は、23年度の通年の相対契約について、内外無差別性の確認・ 評価に先立って、どのような基準に照らして評価を行うことが適切か、その評価方針に ついて御議論いただきたい。

(4) 今後の対応について(案)

- 23年度向けの相対卸契約について、内外無差別の実効性の確保に向けて各社から新しい取組が表明されていることに加えて、実効性を確保するためには事後的なフォローアップだけでは遅いとの御指摘もあったことも踏まえて、今般、各社の取組状況について、中間的な確認を行ったところ。
- 監視等委員会事務局においては、まだ来年度に向けた取組が表明されていない事業者については、早急に方針を示すよう促していくこととしたい。また、すでに取組が表明されている事業者についても、本日御議論いただいた内容を踏まえつつ、その取組を今後とも随時確認していくこととしたい。
- また、常時バックアップについては、内外無差別な卸売が担保できた場合、廃止することとされており、第56回電力・ガス基本政策小委員会(令和4年11月24日開催)において、内外無差別性の確認されたエリアから順次、常時バックアップを廃止するとされた。本日御報告した通り、一部の事業者では極めて透明性の高い取組が進んでいることを受けて、旧一電、新電力の双方から、常時バックアップの廃止にかかる内外無差別性の評価がいつ行われるのか、予見性があることが必要、との御指摘もあるところ。
- 内外無差別性を評価するに当たっては、各社から既に表明されつつある卸売のスキームも非常に重要な要素であるが、そうしたスキームに基づいて実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要である。こうしたことを踏まえ、23年度の通年の相対契約について、その交渉・契約が終わり次第(2023年3月末目途)速やかに次回のフォローアップに着手し、その内外無差別性について、本専門会合(2023年半ば目途)において御審議いただくこととしてはどうか。

(1) 常時BUの廃止(論点②:常時BUの廃止のタイミングと新電力の事業活動への影響)

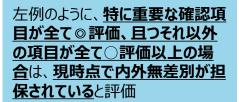
- 監視委の内外無差別のフォローアップにおいて、内外無差別が確認されれば、常時BUの廃止の判断が可能ということになる。
- 常時BUの廃止のタイミングをフォローアップ直後にすることも考えられるが、その場合、常時BUの契約期中での契約が終了したり、新電力が常時BUの契約の継続を検討していたのにも関わらず、その機会を突然喪失することになる等、新電力の電源調達や事業活動に一定の影響が出る可能性も存在。
- 実態として、監視委において、相対契約の太宗を占める1年契約の実績評価は毎年6月頃になされていることや、翌年度の卸売りの交渉が10~12月頃に開始されることを考慮すると、「6月頃に内外無差別の評価及び常時BUの廃止判断、10~12月頃に翌年度の卸売りの契約交渉開始、翌年3月末に常時BUの廃止」を基本的なケースとして運用してはどうか。(※1、2)
 - (※1) 6月頃以外に内外無差別の評価がなされた場合は、新電力の電源アクセスの機会にも配慮しつつ、ケースバイケースで判断してはどうか。
 - (※2)必ずしも契約終了が3月末となっていない契約(契約期間が7月〜翌年6月となっている、等)も存在。このような契約については、3月末に契約が終了する可能性があることが旧一電と新電力の双方で合意されている場合は、3月末に常時BUを廃止しても問題ないのではないか。なお、契約満了前に契約を解除するに当たっては、旧一電と新電力との間で十分に協議した上で行うよう留意する必要がある。

現時点における内外無差別な卸売の評価方針(案) 1/2

- 內外無差別性の評価に際しては、確認すべき項目を抽出し、項目ごとに、「◎評価: 現時点で内外無差別が担保されている」、「○評価:合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった」、「×評価:合理的な理由なく内外差別している事例が確認された」の3段階で評価することとしてはどうか。
 - ※本資料では、当専門会合等におけるこれまでの御指摘を参考にしつつ、確認項目を抽出。各項目の◎、○、×それぞれの評価に該当すると考えられる典型的な例を「評価基準(例)」として記載しているが、実際の評価に際しては、その例のみに限ることは想定していない。
- そのうえで、確認項目のなかで、内外無差別が担保されていることの確認において特に 重要な項目を抽出し、当該項目が全て◎評価、且つそれ以外の項目が全て○評価 以上の場合に、現時点で内外無差別が担保されていると評価することとしてはどうか。
- なお、評価を踏まえて、必要に応じて更なる取組を促していくこととしてはどうか。

現時点における内外無差別な卸売の評価方針(案) 2/2(イメージ)

	確認観点	No.	確認項目(後頁に詳細)	◎○×評価 (例)
	内以每美叫为知寺の字為此來/2 第一 11	1★	•••	0
A	内外無差別な卸売の実効性確保策①交渉スケジュール	2	•••	0
В	内外無差別な卸売の実効性確保策②卸標準メニュー	3★	•••	0
	内外無差別な即元の美別任唯保承②即標準メニュー	•••	•••	0
С	内外無差別な卸売の実効性確保策③情報遮断	…★	•••	0
		•••	•••	0
D	 オプション価値	…★	•••	0
	オフンヨン1 1 E 	•••	•••	0
E	長期契約	•••★	•••	0
	交州关市)	•••	•••	0
F	転売禁止	…*	•••	0
G	エリア内限定の供給	…*	•••	0
Н	 価格以外の評価基準 (与信評価・取引実績評価)	•••★	•••	0
		•••	•••	0
I	入札制(東北、関電、JERA、東電EP)に特有の確認	•••★	•••	0
L	項目 ※1	•••	•••	0
 j	 ブローカー制(北海道、JERA)に特有の確認項目 ※1	•••★	•••	0
	フローガー的 (40/時度、JEINA) (C15/日の唯心項目 XI	•••	•••	0
K	相対交渉(北陸、中電HD、中国、四国、九州、沖縄)	…★	•••	0
	に特有の確認項目 ※1	•••	•••	0
L	相対卸契約価格(結果)	•••	•••	0
М	小売価格への反映	•••		0



※1 これらの確認観点は、該当する 一部の事業者のみを確認対象とする

凡例

★:特に重要な確認項目

◎:現時点で内外無差別が担保されている

○: 合理的な理由なく内外差別 している事例は確認されなかった

×:合理的な理由なく内外差別 している事例が確認された

【参考】内外無差別な卸売の評価に関する御指摘概要(抜粋)1/2

- 過去の審議会等において、内外無差別の評価に係る多様な観点の御指摘を頂いた。
- 特に、常時BU廃止の議論のなかで、何をもって内外無差別が達成されたと言えるか、 という基準を監視等委員会で検討する必要があるとの御指摘を受けた。

観点	審議会等 (御発言者)	御指摘概要	対応方針
常時BU廃止	第56回/第57回 電力・ガス基本政 策小委員会 (松村委員)	・(常時BUを)廃止した後も、内外無差別の監視は続くと思うが、その際に蓋をあけてみたら、内外無差別とはほど遠いものだったと判明したら常時BUは復活するのか。それとも別の手段を講ずるのか。満たされなくなった時にどうするかを検討しておくのとおかないのでは、廃止の判断の重みも異なると思う。 ・何が満たされれば、内外無差別が達成されたと言えるのか、という基準のようなものが全くはっきりしていないと思う。何が実現していれば内外無差別だと言えるのかということはこれから詰めていくということが(「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(案)」に)書いてある。	・内外無差別の評価 における確認項目 (案)・評価基準(例) を検討(本資料) ・ただし、あくまでも現 時点での評価とし、将
	同上 (松橋委員)	・常時 BU の廃止については、廃止の方向性に異論はないが、どうすると内外無差別が担保されたといえるのか。 ・石炭火力と原子力が内外無差別な条件で多くの事業者に担保されることが大事。	来的に内外無差別が 未達成と改めて評価
	第79回制度設計専門会合(竹 属オブザーバー)	価格、量、契約の実態を事後的に評価いただいて、常時BUの廃止に進むか否かの議論に入っていただきたい。	した場合は、常時BU の復活を想定(第 59回電ガ小委)
	同上 (草薙委員)	例えば、自社小売も入札に参加しているが、その前段階で自社小売分をまず差し引いて、余剰分を入札に出しているというなら、 意味がないので、そういった抜けがないのかを確認してほしい。	確認項目へ反映 (p9)
入札制	同上 (松村委員)	例えば、東北では、与信評価等を定量的に判断することは、監視等委から判断しやすいことから透明性は高いが、 「等」のなかに、与信以外に何が入っているか細部まで見る必要がある。 関電について、負荷パターンをもとに価格評定を行う、というのは具体的にどういう内容か確認する必要がある。	確認項目へ反映 (p14)
	同上(中野オブザーバー)	実際に内外無差別な入札が実施されたか、かつその結果が、小売事業者の価格に規制部門含めて適正に反映されているかがポイントで、事務局にはよく見ていただきたい。料金の反映が担保されない場合は、最終的に消費者の不利益につながるので、厳しく監視してほしい。	確認項目へ反映 (p19)

【参考】内外無差別な卸売の評価に関する御指摘概要(抜粋)2/2

観点	審議会等 (御発言者)	御指摘概要	対応方針
ブローカー制	第79回制度設計専門会合 (松村委員)	ザラバで実施するという点は、小さなロットで出していくということを念頭に置いているなら公平性があるが、一方で、 先着優先で公平性が担保されているかについては、事務局で丁寧に見てほしい。	確認項目へ反映 (p16)
相対交渉	同上	北陸と九州に関しては、「中長期的な関係性」について、勝手に判断して差をつけるということであれば、本当に公平かはわからず、大丈夫かという懸念を持ってしまうような記載となっている。なぜこのような不透明なやり方をやっているのかについては、他社以上に丁寧な説明が必要。	確認項目へ反映 (p17)
	第3回あるべき作業部会(松村委員)	自社の小売部門に対しては長期契約があるのに、外に対して長期契約に応じていない、同じ機会がないのは、明らかに内外無差別に反している。その上で、内外無差別は満たしているのだけれど、契約期間で長期がないことはあり得る。 つまりその発電事業者は、もう全て 1 年以内の契約で内も外も全部やっているのは、それはそれで内外無差別であり得ると思います。 内外無差別ではあるけれど、それがほんとにいいことなのか、という問題提起は全く別の問題。	確認項目へ反映 (p11)
長期契約	第73回制度検 討作業部会 (松村委員)	長期の契約で転売規制が入っていたら、買い手がなかなか買えるわけがない、よっぽど限定的なところでないと買えないということがかなりの程度明らかで、長期のニーズがないというのはそういう規制かけてるからじゃないのというようなことが当然あり得る。	確認項目へ反映 (p11)
	同上	例えば、監視等委員会やエネ庁に相談するというようなことまで規制するような秘密保持条項というのがもし入っていたとすると、長期に結んで実際にはひどい状況だったということがわかったのに、役所にも相談にいけないのであれば、長期契約なんて恐ろしくて結べない。	確認項目へ反映 (p11)
転売禁止・ エリア内限定の	第3回あるべき作 業部会 (木山委員)	極論、転売禁止だとすると、インバランスが発生しそうな場合であっても、スポットに入札できないといった議論にもなり得るわけであり、そうすると、転売を禁止する目的が何なのかなというところが少し気にはなっている。何らか合理的な目的があって転売禁止条項を入れる必要があるとしても、あらゆる場合の転売を禁止するという必要はないと思うので、その目的に沿った形で適切な範囲に限定するということが、重要だと思っている。	確認項目へ反映 (p13)
供給	第4回あるべき作 業部会 (松村委員)	エリア限定でほかの地域への販売に使ったらいけないというのは、市場分割のおそれがあるとして過去に別の委員会で法学者から指摘があったところ。今時点でそのような取引があるのであれば、なぜそのような奇妙なことをやっているのか考えていかないといけない。小売のカルテルが問題となった事業者でこのような条項があるのであれば問題。	確認項目へ反映 (p13)

(A.B.C.)内外無差別な卸売の実効性確保策に係る確認項目(案)

● 内外無差別な卸売の実効性確保策:①交渉スケジュール、②卸標準メニュー、③発電・小売間の情報遮断について、実際の取組状況を特に重要な項目として確認する。

	確認観点	No.	確認項目 ^{※1}	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
	交渉スケ	1	内外無差別な交渉スケジュールを事 前に明示していたか	社内外で同一の交渉スケジュールを 明示している	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールを明示していた事例は確 認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールを明示していた
	ジュール	2 ★	内外無差別な交渉スケジュールで交 渉が実施されていたか	社内外で同一の交渉スケジュールで 交渉が実施されていた(ただし、新 電力側の事情による場合は除く)	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールで交渉が実施されていた 事例は確認されなかった	合理的な理由なく、社内外で異なる スケジュールで交渉が実施されていた
		3	内外無差別な卸標準メニューを事 前に公表済みか	社内外で同一の卸標準メニューを公 表している	合理的な理由なく、卸標準メニュー を設定していないことは確認されな かった	合理的な理由なく、卸標準メニュー を設定していない
В	卸標準メ	4 ★	卸標準メニューの外側で自社小売 向けに電源を確保していないか	自社供給力から、常時BU・BL市場 約定量等を除いた全量を相対卸に 供出する等、自社小売向けに電源 を確保していないことが確認できた	合理的な理由なく、自社小売向け に電源を確保していた事例は確認さ れなかった	合理的な理由なく、自社小売向け に電源を確保していた
		5 ★	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉・契約締結されたか(大きな乖離がないか)	相対卸契約量の大宗が卸標準メニューをもとに交渉・契約締結され、 且つ卸標準メニュー以外の交渉・契 約について合理的な理由が確認できた(ただし、新電力側の事情による 場合は除く)	合理的な理由なく、卸標準メニュー 以外の交渉・契約締結がなされた事 例は確認されなかった	合理的な理由なく、卸標準メニュー 以外の交渉・契約締結がなされた
С		6	情報遮断の社内規程・社内取引の 条件を定めた文書が存在するか	-	情報遮断の社内規程・社内取引の 条件を定めた文書が存在する	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在しない
	情報遮断	7 ★	情報遮断の取組を実施しているか	23年度相対契約に関する特に重要な情報 ^{※2} について、システムのログイン記録等の証票、または同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた	情報遮断に関する具体的な取組の 説明があった	情報遮断に関する具体的な取組の説明がなかった

^{※1} 以下全ての確認項目において、発電・小売が一体の会社では、社内外の無差別性を確認し、発電・小売が分社化されている会社では、グループ内外の無差別性を確認する

^{※2 23}年度相対契約の内外無差別の評価を行うという目的に照らし、情報遮断の確認対象は、23年度相対契約の交渉開始から契約締結までの期間で、新電力の契約条件とする

(D.)オプション価値に係る確認項目(案)

● 卸標準メニューに関連して、オプション価値(通告変更量・期限)が社内外で同一に 設定されているかを確認する。また、実際の運用が社内に有利に行われていないかについても特に重要な項目として確認する。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
オプション	8 *	社内外で無差別にオプション価値 (通告変更量・期限)が設定され ているか	社内外で同一のオプション価値が設定されている。または社内外ともにオプション価値が設定されていない	合理的な理由なく、社内に社外より 有利なオプション価値が設定されて いることは確認されなかった	合理的な理由なく、社内に社外より 有利なオプション価値が設定されて いる
価値	9 ★	オプション価値について、社内で契約 書等の規程に基づき、厳格な運用 が行われているか		行われている事例は確認されなかっ	合理的な理由なく、量や期限の柔 軟な変更等、社内に有利な運用が 行われている

(E.)長期契約に係る確認項目(案)

- 過去御指摘の多かった**長期契約**に関して、**内外無差別に交渉・締結の機会を提供し** ているかについて、特に重要な項目として確認する。
- なお、**内外ともに長期契約の機会を提供していない場合**は、内外無差別の観点からは問題があるとは言えないが、**卸市場のあるべき姿としてどう考えるかについては、別途検討が必要ではないか**。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
E	長期契約	10 ★	1年超の長期契約について、自社小売、旧一電グループの新電力、それ以外の新電力に対して等しく交渉・締結の機会を提供しているか	1年超の長期契約について、自社小売、旧一電グループの新電力、それ以外の新電力に対して等しく交渉・締結の機会を提供している。または、いずれに対しても交渉・締結の機会を提供していない	合理的な理由なく、1年超の長期契約について、自社小売または旧一電グループの新電力のみに対して交渉・締結の機会を提供している事例は確認されなかった	合理的な理由なく、1年超の長期契約について、自社小売または旧一電グループの新電力のみに対して交渉・締結の機会を提供している
	交州关州	11	長期契約に、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等がないか	-	合理的な理由なく、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等は確認されなかった	合理的な理由なく、新電力のみが購入できない結果につながった契約条件等が確認された

【参考】JERA 26年度以降の複数年商品について

- JERAは、昨年12月、ベース・ミドル需要に対応する2026年以降を受給対象年度とする複数年契約商品の販売を公表し、現在そのプロセスを進めているところ。
- グループ内外を問わず募集を行い、事前審査を通過した申込者に対し、商品等の詳細を開示、申込者による希望の提示等を経て、契約の締結へと進む予定。
- 今般の(23年度の通年の相対契約を対象とする) 評価の対象外ではあるものの、現時点で、内外無差別の観点から留意すべき点等はあるか。

	①ベース商品	②ミドル商品	
供給開始時期	2026年4月		
供給エリア	50Hz/60Hzエリア ※50Hzは東京エリア、60Hzは中部エリアでの受渡し		
電源種	電源種 石炭火力/ガス火力		
需要への対応	小売電気事業者のベース需要 に対応することを想定	小売電気事業者の変動需要に 対応することを想定	
供給期間	4~6年間(より長期の契約も協	3議可能)	
料金体系	2部料金(基本料金、従量料金	È)	
燃料価格	燃料費調整(ベース需要への 対応を踏まえ、別途当社が指 定する燃料価格指標による)	燃料費調整(変動需要への 対応を踏まえ、別途当社が指 定する燃料価格指標による)	
最低契約数量	5MW		

<u>販売プロセス</u>(スケジュールは12/14公表時点の情報)

- (1) 販売商品・プロセス等に関する説明書公表:2022年12月14日
- (2) 事前審查^{*1,2}の申込期限:2023年1月20日
- (3) 事前審査※1,2の結果通知:2023年2月上旬
- (4) 販売商品およびプロセス等の詳細情報開示:2023年2月上旬
- (5) 申込者による商品の検討:2023年2月上旬~4月下旬
- (6) 申込者による希望契約量の提示: 2023年5月上旬
- (7) 契約量の決定: 2023年5月下旬
- (8) 契約の締結: 2023年6~7月頃

※1 与信基準(申込者の信用、申込者の親会社等の保証提供可否等にもとづき 判断)、および販売量基準(販売電力量実績、保有電源等にもとづく需給バランス の充足状況と電力引取りの蓋然性により判断)を満たしていることを事前審査におい て確認(いずれも非公表)

※2 提出書類:

①事前審査申込書、②秘密保持誓約書、③財務情報等(外部格付、債務保証金額、保証提供可否等の回答+直近3カ年分の財務諸表)、④販売電力量実績等(50Hz/60Hzエリア毎)、⑤保有電源(エリア、発電方式、設備容量、運転状態等の詳細情報一覧)

(F.G.)転売禁止・エリア内限定の供給に係る確認項目(案)

- 過去御指摘のあった<u>転売禁止</u>、および<u>エリア内限定の供給</u>について、特に重要な項目 として内外無差別性を確認する。
- なお、内外ともに転売禁止やエリア内での供給を前提とした条件が設定されている場合は、内外無差別の観点では問題とは言えないが、卸市場のあるべき姿として、例えば取引の流動性の観点から問題ないかについては、別途検討が必要ではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
=	転売禁止		却契約におい(転売祭止を氷め(い) ス場合 内外無差別に求めているか	社内外の卸契約ともに転売禁止を 求めていない。または社内外の卸契 約ともに転売禁止を求めている	合理的な理由なく、社外との卸契約 においてのみ転売禁止を求めている ことは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約 においてのみ転売禁止を求めている
	エリア内限定の供給	13	の供給を前提とした条件がある場合、	を前提とした条件がない。または社内	合理的な理由なく、社外との卸契約 にのみエリア内供給を前提とした条 件があることは確認されなかった	合理的な理由なく、社外との卸契約 にのみエリア内供給を前提とした条 件がある

(H.)与信評価·取引実績評価に係る確認項目(案)

● 23年度相対卸の各社スキーム(入札制、ブローカー制、相対交渉)において、**価格以 外の評価基準として、与信評価と取引実績評価が存在**した。それぞれ**自社小売に有 利な評価基準を設定していなかったか**について、特に重要な確認項目とする。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
		与信評価を行った場合、具体的にど のような方法で行ったか	明らかに社内に有利な評価基準と なっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた事例は確認されな かった	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた
与信評	15	与信評価の結果、前払い条件や、 契約不可とした事例がある場合、判 断根拠は何か	-	与信評価の結果、合理的な判断根 拠なく、社外にのみ前払い条件や契 約不可とした事例は確認されなかっ た	与信評価の結果、合理的な判断根 拠なく、社外にのみ前払い条件や契 約不可とした事例があった
価・取引 実績評価	16 ★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	明らかに社内に有利な評価基準と なっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた事例は確認されな かった	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた
	17 ★	その他の価格以外の評価基準により、 社内に有利な評価を行っていなかっ たか	与信評価・取引実績評価以外に、 価格以外の評価基準は存在しない。 または、その他の評価基準は存在す るが、明らかに社内に有利な評価基 準となっていないことが確認できた	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた事例は確認されな かった	合理的な理由なく、社内に有利な 評価を行っていた

(I.)入札制に特有の確認項目(案)

- 23年度相対卸において入札を実施した事業者(東北電力、関西電力、JERA、東電 EP)には、**自社小売/グループ内小売が入札に参加**した上で、**最低価格が内外無差 別に公表または非公表とされていたか**について特に重要な項目として確認する。
- なお、最低価格が非公表の場合には、社内での情報遮断を確認する必要がある。一方、 最低価格が公表の場合にも、エリア需要による上限が設定されることで、結果的にエリア で圧倒的な需要を持つ自社小売に有利に働いていないか、確認する必要がある。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
		18	自社小売が入札に参加しているか	-	自社小売も入札に参加している	自社小売は入札に参加していない
I	入札制に 特有の確 認項目	19 ★	最低価格は社内外ともに公表、または非公表だったか。非公表の場合、 自社小売のみが知る方法はなかったか	最低価格は社内外ともに公表していた。または最低価格は非公表としていたが、卸部門と小売部門で最低価格に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	最低価格は非公表としていたが、非 公表としていた合理的な理由が確認 できた	合理的な理由なく、最低価格を非 公表とし、社内にのみ開示していた
		20	予定供出量は社内外ともに公表、 または非公表だったか。非公表の場 合、自社小売のみが知る方法はな かったか	予定供出量は社内外ともに公表していた。または予定供出量は非公表としていたが、卸部門と小売部門で予定供出量に関する情報遮断がなされていたことが確認できた	予定供出量は非公表としていたが、 非公表としていた合理的な理由が確 認できた	合理的な理由なく、予定供出量を 非公表とし、社内にのみ開示してい た

(J.)ブローカー制に特有の確認項目(案)

● 23年度相対卸においてブローカー取引を実施した事業者(北海道電力、JERA)には、 自社小売/グループ内小売が優先的に数量を確保することがなかったかについて特に 重要な確認項目とし、ブローカーからのデータ提供等を通じて確認する。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
			自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	売りを出してから買いが入るまでのレスポンスタイムを社内外で比較する等により、自社小売が売りのタイミングを把握しているということはなかったことが確認できた	自社小売が売りのタイミングを把握し ている事例は確認されなかった	自社小売が売りのタイミングを把握し ている事例が確認された
J	ブローカー 制に特有 の確認項 目		売りについて明らかに自社小売しか 買えないような大きなボリュームとする ことで、自社小売が優先的に数量を 確保することがなかったか	明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていないことが確認できた	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、明らかに自社小売しか買うことのできない量の売りが出されていた
		23	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、新電力が不利にならなかったか(例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉は行われなかったか)	個別条件の交渉は一切なく、匿名 の買いから先着優先で交渉に移った 後は、支払い条件のみの協議を行っ ていた	合理的な理由なく、自社小売に対して条件を良くする、買い価格より安くする、等の交渉が行われた事例は確認されなかった	合理的な理由なく、自社小売に対し て条件を良くする、買い価格より安く する、等の交渉が行われた

(K.)相対交渉に特有の確認項目(案)

- 23年度相対卸において相対交渉を実施した事業者(北陸電力、中電HD、中国電力、、四国電力、九州電力、沖縄電力)には、入札制やブローカー制と比較して透明性に劣るため、プロセスまたは結果のいずれかにおいて内外無差別性が担保されているかどうかについて、特に重要な確認項目として説明を求める。
- また、交渉が行われず一方的に契約可否が通知された事例がなかったか、仮にそうした事例があった場合に合理的な理由があったのか、についても確認する。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
K	相対交渉に特有の		プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較・評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	価格と条件の比較・評価において、 社内外同一の基準で実施したことが 確認できた(条件が異なる場合の 価格差について合理的な説明があっ た)。あるいは、社内外で同一条件 の契約が同一価格であることが確認 できた		合理的な理由なく、社内を有利に評価、契約した事例が確認された
K	確認項目	25	どのような状況において受給条件の 協議を行い、どのような状況において 協議をせずに契約可否を通知したか	-	全ての場合において受給条件の協議を実施した。または、合理的な理由なく、協議をせずに契約可否を通知した事例は確認されなかった	合理的な理由なく、協議をせずに契 約可否を通知した事例が確認され た

(L.)23年度相対卸契約価格の結果に係る確認項目(案)

- 各社が23年度相対卸スキーム(入札制、ブローカー制、相対交渉)を実施した結果、 卸契約価格が内外無差別となっているかについて確認する。
- ただし、結果として**自社小売の卸契約価格が新電力の卸契約価格より安くなっている**場合にも、その他の特に重要な確認項目において**内外無差別に相対卸交渉を実施していたと評価できる場合は、内外無差別の観点で問題ないと言えるのではないか**。

確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
相対卸 契約価格 (結果)		仮に自社小売の契約価格が新電力 の契約価格より安い場合、そのよう	結果として、供給条件の差異等を適切に補正したうえで、自社小売の契約価格≧新電力の契約価格となっ		結果として、合理的な理由なく、自 社小売の契約価格 <新電力の契 約価格となっている

(M.)小売価格への反映に係る確認項目(案)

- 各社が23年度相対卸スキーム(入札制、ブローカー制、相対交渉)を実施した
 <u>調達価格が、小売価格に規制部門を含めて適切に反映されているか</u>について、確認する。
 - ※小売価格は小売部門で決定するものであり、本項目は、小売部門に確認することとなるが、仮に小売価格が合理的な理由なく、調達価格を下回っている場合には、不当な内部補助が行われている可能性も否定できないことから、内外無差別な卸売の評価の一環として確認を行うべきもの。
- ただし、結果として小売平均価格が調達価格より安くなっている場合にも、燃料費の急激な変動等の合理的な理由がある場合においては、内外無差別の観点で問題ないと言えるのではないか。

	確認観点	No.	確認項目	◎評価基準(例)	○評価基準(例)	×評価基準(例)
M	小売価格への反映	27		は、供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価(規制部門会社)、(露力調達単価		合理的な理由なく、「小売平均単価 (規制部門含む)≦(電力調達 単価+非化石証書外部調達単 価)」となっている

今後の進め方(案)

- 今後は、本日の御議論を踏まえ、確認項目に基づいて各社へヒアリングを行い、23年 度の通年の相対契約について内外無差別性を確認していく。
- その上で、本年6月頃を目途に、当専門会合において、確認結果を御報告させていただき、内外無差別な卸売が担保されているか、エリア毎に御確認いただく。